

「夢を応援基金『ひとり親家庭支援奨学金制度』」

奨学生継続規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「夢を応援基金『ひとり親家庭支援奨学金制度』」(以下、「本奨学金」という)規程第13条に定める奨学金の継続申請に関して必要な事項を定める。

(奨学生の提出)

第2条 奨学生は、継続して奨学金給付を受けるにあたり下記の書類を会員登録団体等に提出しなければならない。

- (1) 奨学金継続申請書
- (2) 保護者等の収入証明書(源泉徴収票・確定申告書のコピーなど)
- (3) 個人調査書(高等学校等1年生の場合は、在学証明書を合わせて提出)
- (4) その他(申請書に添付する資料)

(継続申請者の推薦)

第3条 奨学金を継続して申請する場合には、継続申請書の提出とともに、会員登録・入会を希望している団体代表者が面接等を実施する。奨学生の状況を把握し、継続申請に関する推薦書を奨学金選考委員会に提出する。

(継続受給基準)

第4条 継続して奨学金を受給する際の適格認定の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 経済状況について

就学を継続するために引き続き奨学金が必要と認められること。

(2) 人物について

生徒の生活の全般を通じて態度・行動が奨学生にふさわしく、夢を実現するための意欲があり、社会貢献への積極的な姿勢のある品行方正な生徒であること。

(3) 学業について

就学しており就学年限で卒業、修了の見込みがあること。及び出席日数が8割以上あること

(4) その他

「夢を応援基金『ひとり親家庭支援奨学金制度』」規程等の申請資格に準ずる。

(認定方法)

第5条 本奨学金制度規程に鑑み、奨学生の継続認定を実施する。

(1) 奨学金受給者(以下、奨学生)は、毎年4月から6月に継続手続きを行うこととする。

(2) 継続申請手続きは、会員登録・入会を希望している団体代表者が面接等を実施する。面接により、本奨学金制度規程第11条に該当する場合は、各団体代表者は奨学金選考委員会に報告し選考委員会は奨学金支給継続を判断する。奨学金支給の判断がなされるまでは奨学金の振込は保留する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、奨学生継続に関し必要な事項は、全母子協理事会が別に定める。

附則

この規程は、2018年4月1日から施行する。